

～ 本市の拠点に転入・転居される方に ～
ようこそ宇都宮へ！フレッシュマン・若年夫婦・子育て世帯等家賃補助金
申込みの手引き 令和3年度版

まちなか暮らし、
はじめましょ！



◎この制度は、本市の拠点区域への居住を促進し、活力あるまちづくりを進めることを目的とし、本市の拠点区域にある民間賃貸住宅へ転居した、夫婦のいずれもが満40歳未満の若年夫婦世帯（市外在住者に限る）、または、義務教育終了前の子どもとその親がいる世帯、29歳以下の新卒採用者、結婚を希望する女性（とちぎ結婚支援センター登録者等）に対して、家賃の一部（市外在住者 上限12万円、市内在住者 上限6万円）の補助を行うものです。

なお、補助申請につきまして、対象区域や年齢、収入などの資格要件がありますので、本手引きをご覧ください。

対象区域

◎本補助金の補助対象区域は以下のとおりです。

「宇都宮市立地適正化計画」で定める以下の区域

高次都市機能誘導区域

都市機能誘導区域

居住誘導区域

※ エリアについて、ホームページ上の「宇都宮市まちかど情報マップ」をご覧ください

手順1 宇都宮まちかど情報マップを開き、画面左側の『操作ツール』⇒『▽地図切替』
⇒『マップ切替』の選択メニューから、下のほうにある『立地適正化計画に
係る誘導区域』を選択

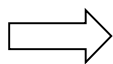
手順2 画面上側の『住所から探す』を選択し、補助対象の住所地を入力し『検索』
確認 補助対象の住所地が、青色（水色）の面に含まれていれば『高次都市
機能誘導区域』、赤色（ピンク色）の面に含まれていれば『都市機能誘導区域』、
オレンジ色の面に含まれていれば『居住誘導区域』に該当となります。（※誘
導区域の内外にかかる場合や、境界付近に所在する場合は、都市計画課（0
28-632-2563）へお問合せください。）

※ その他、住宅政策課（市役所9階）窓口でもエリアを、確認できます。

※ 「宇都宮市まちかど情報マップ」のURLは下記のとおり

http://www.machi-info.jp/machikado/utsunomiya_city/index.jsp

QRコード



補助内容

	内 容																																																																														
補助額等	<p>○以下の項目の内、該当するものを合算した額を一括補助します。</p> <p>(1) 市外在住者(※1) (①+②の合計額：最大12万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">① 基礎ポイント(住めばポイント)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ア 補助対象区域の民間賃貸住宅に転居</td> <td style="text-align: right;">+ 4万円</td> <td rowspan="3" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="3" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">上限8万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ 転居先が高次都市機能誘導区域</td> <td style="text-align: right;">+ 2万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ウ 東京圏(※2)からの転入者</td> <td style="text-align: right;">+ 2万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">② 付加ポイント(愉快だポイント)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ア 近居(※3)する世帯</td> <td style="text-align: right;">+ 1万円</td> <td rowspan="10" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="10" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">上限4万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ 子育て支援施設近くで居住する世帯(※4)</td> <td style="text-align: right;">+ 1万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ウ ダブルプレイス (二地域居住世帯(※5))</td> <td style="text-align: right;">+ 1万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">エ 新婚世帯(※6)</td> <td style="text-align: right;">+ 1万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">オ 多子世帯(※7)(子3人)</td> <td style="text-align: right;">+ 1万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">カ 多子世帯(子4人以上)</td> <td style="text-align: right;">+ 1万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">キ 勤労者(※8)1名につき</td> <td style="text-align: right;">+ 1万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ク 市内企業への就労(※9)</td> <td style="text-align: right;">+ 1万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ケ テレワーク勤労世帯</td> <td style="text-align: right;">+ 1万円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">※ 単身女性世帯(市外在住者)の②付加ポイントについては、ア～ケの合計額に4倍した額とします。(上限4万円)</td> </tr> <p>(2) 市内在住者(※10) (①+②の合計額：最大6万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">① 基礎ポイント(住めばポイント)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ア 補助対象区域の民間賃貸住宅に転居</td> <td style="text-align: right;">+ 2万円</td> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">上限4万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ 転居先が高次都市機能誘導区域</td> <td style="text-align: right;">+ 2万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">② 付加ポイント(愉快だポイント)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ア 近居する世帯</td> <td style="text-align: right;">+ 1万円</td> <td rowspan="9" style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="9" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">上限2万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">イ 子育て支援施設近くで居住する世帯</td> <td style="text-align: right;">+ 1万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ウ ダブルプレイス(二地域居住世帯)</td> <td style="text-align: right;">+ 1万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">エ 新婚世帯</td> <td style="text-align: right;">+ 1万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">オ 多子世帯(子3人)</td> <td style="text-align: right;">+ 1万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">カ 多子世帯(子4人以上)</td> <td style="text-align: right;">+ 1万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">キ 勤労者1名につき</td> <td style="text-align: right;">+ 1万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ク 市内企業への就労</td> <td style="text-align: right;">+ 1万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">ケ テレワーク勤労世帯</td> <td style="text-align: right;">+ 1万円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">※ 単身女性世帯(市内在住者)の②付加ポイントについては、ア～ケの合計額に2倍した額とします。(上限2万円)</td> </tr> </table></table>	① 基礎ポイント(住めばポイント)				ア 補助対象区域の民間賃貸住宅に転居	+ 4万円	}	上限8万円	イ 転居先が高次都市機能誘導区域	+ 2万円	ウ 東京圏(※2)からの転入者	+ 2万円	② 付加ポイント(愉快だポイント)				ア 近居(※3)する世帯	+ 1万円	}	上限4万円	イ 子育て支援施設近くで居住する世帯(※4)	+ 1万円	ウ ダブルプレイス (二地域居住世帯(※5))	+ 1万円	エ 新婚世帯(※6)	+ 1万円	オ 多子世帯(※7)(子3人)	+ 1万円	カ 多子世帯(子4人以上)	+ 1万円	キ 勤労者(※8)1名につき	+ 1万円	ク 市内企業への就労(※9)	+ 1万円	ケ テレワーク勤労世帯	+ 1万円	※ 単身女性世帯(市外在住者)の②付加ポイントについては、ア～ケの合計額に4倍した額とします。(上限4万円)				① 基礎ポイント(住めばポイント)				ア 補助対象区域の民間賃貸住宅に転居	+ 2万円	}	上限4万円	イ 転居先が高次都市機能誘導区域	+ 2万円	② 付加ポイント(愉快だポイント)				ア 近居する世帯	+ 1万円	}	上限2万円	イ 子育て支援施設近くで居住する世帯	+ 1万円	ウ ダブルプレイス(二地域居住世帯)	+ 1万円	エ 新婚世帯	+ 1万円	オ 多子世帯(子3人)	+ 1万円	カ 多子世帯(子4人以上)	+ 1万円	キ 勤労者1名につき	+ 1万円	ク 市内企業への就労	+ 1万円	ケ テレワーク勤労世帯	+ 1万円	※ 単身女性世帯(市内在住者)の②付加ポイントについては、ア～ケの合計額に2倍した額とします。(上限2万円)			
① 基礎ポイント(住めばポイント)																																																																															
ア 補助対象区域の民間賃貸住宅に転居	+ 4万円	}	上限8万円																																																																												
イ 転居先が高次都市機能誘導区域	+ 2万円																																																																														
ウ 東京圏(※2)からの転入者	+ 2万円																																																																														
② 付加ポイント(愉快だポイント)																																																																															
ア 近居(※3)する世帯	+ 1万円	}	上限4万円																																																																												
イ 子育て支援施設近くで居住する世帯(※4)	+ 1万円																																																																														
ウ ダブルプレイス (二地域居住世帯(※5))	+ 1万円																																																																														
エ 新婚世帯(※6)	+ 1万円																																																																														
オ 多子世帯(※7)(子3人)	+ 1万円																																																																														
カ 多子世帯(子4人以上)	+ 1万円																																																																														
キ 勤労者(※8)1名につき	+ 1万円																																																																														
ク 市内企業への就労(※9)	+ 1万円																																																																														
ケ テレワーク勤労世帯	+ 1万円																																																																														
※ 単身女性世帯(市外在住者)の②付加ポイントについては、ア～ケの合計額に4倍した額とします。(上限4万円)																																																																															
① 基礎ポイント(住めばポイント)																																																																															
ア 補助対象区域の民間賃貸住宅に転居	+ 2万円	}	上限4万円																																																																												
イ 転居先が高次都市機能誘導区域	+ 2万円																																																																														
② 付加ポイント(愉快だポイント)																																																																															
ア 近居する世帯	+ 1万円	}	上限2万円																																																																												
イ 子育て支援施設近くで居住する世帯	+ 1万円																																																																														
ウ ダブルプレイス(二地域居住世帯)	+ 1万円																																																																														
エ 新婚世帯	+ 1万円																																																																														
オ 多子世帯(子3人)	+ 1万円																																																																														
カ 多子世帯(子4人以上)	+ 1万円																																																																														
キ 勤労者1名につき	+ 1万円																																																																														
ク 市内企業への就労	+ 1万円																																																																														
ケ テレワーク勤労世帯	+ 1万円																																																																														
※ 単身女性世帯(市内在住者)の②付加ポイントについては、ア～ケの合計額に2倍した額とします。(上限2万円)																																																																															
申請期間	<p>○転居日(新婚世帯の場合は婚姻届出の日)から3か月を経過し6か月以内まで申請が可能です。(令和3年4月1日以降に転居したものが補助対象になります。)</p> <p>(例) R3.4.1に転居の場合、R3.7.1からR3.9.30までが申請期間</p> <p>※ 長期間の入院や海外出張など、特段の事由により3か月を経過し6か月以内に申請ができない場合は、住宅政策課までご連絡下さい。</p> <p>※ 令和3年3月31日以前に転居した方は次ページ「その他」をご覧ください。</p>																																																																														

【次ページに続きます】

請求手続き	○補助金交付請求書を送付しますので、 必要事項を記入のうえ、交付決定通知書の写しを添付して、 交付決定日から1カ月以内 に請求してください。 ※ 交付決定日から1カ月以内 に請求がない場合、補助金の支払いはいたしません。
支払い	○口座振替依頼書に記載されている口座に振り込みます。
その他	令和3年3月31日以前に、補助対象区域の民間賃貸住宅に転居した補助対象世帯については、転居日から3カ月を経過し6か月以内であれば申請が可能です。

補助額等の内容の※1～※10については以下のとおりです。

- ※1 市外在住者・・・・・・・・・・ 転入日(宇都宮市民となった日をいう。以下同じ)以前の3年間に連続して2年以上市外に居住していた期間を有し、転入して1年未満の者又はこの者を含む世帯をいう。
- ※2 東京圏・・・・・・・・・・ 東京都, 神奈川県, 埼玉県, 千葉県をいう。
- ※3 近居・・・・・・・・・・ 市内の同一小学校区内又は隣接小学校区内において、世帯員いずれかの直系尊属の世帯が別に居住していることをいう。
- ※4 子育て支援施設近くで居住する世帯・・・ 同小学校区内又は隣接小学校区内にある保育園, 幼稚園などの教育・保育施設や託児所などの認可外保育施設に通う未就学児がいる世帯をいう。
- ※5 二地域間居住・・・・・・・・・・ 市外に自己名義の居住の用に供する住宅又は賃貸住宅と契約していることをいう。
- ※6 新婚世帯・・・・・・・・・・ 同居した日(同一住所に住民登録した日)以後1年以内に婚姻の届出をし, 受理された世帯, 又は婚姻して1年未満の世帯をいう。
- ※7 多子世帯・・・・・・・・・・ 3人以上の子と同居しており, 18歳未満の児童が1人以上いる世帯をいう。
- ※8 勤労者・・・・・・・・・・ 労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者, 法人経営者及び個人事業主がいる世帯をいう。
- ※9 市内企業への就労・・・・・・・・・・ 市内の個人事業者又は市内に本店, 本社がある法人事業者又は市内の支店, 営業所その他事業拠点をいう。
- ※10 市内在住者・・・・・・・・・・ 市外在住者に該当しない者又は世帯をいう。
- ※11 テレワーク勤労世帯・・・・・・・・・・ 市外で就労する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者, 法人経営者及び個人事業主であって, 自己の居住の用に供する住宅で情報通信機器を利用した業務を常時の勤務形態とする者がいる世帯をいう。

資格要件

		内 容
資 格 要 件	世 帯	<p>○令和3年4月1日以降、補助対象区域にある民間賃貸住宅に転居等をした 若年夫婦または子育て世帯、新卒採用者、結婚を希望する女性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年夫婦世帯・・・夫婦いずれもが40歳未満の世帯 ・子育て世帯・・・義務教育終了前の子とその親がいる世帯 ・新卒採用者・・・学校を卒業後3年以内又は卒業見込みで 市内企業に新たに就職する29歳以下の者 ・結婚を希望する女性・・・本市で結婚を希望する方とちぎ結婚支援センターに登録等の結婚活動を行う女性をいう <p>※ 若年夫婦・子育て世帯は市外在住者に限ります。</p> <p>○転居日から起算して遡り1年間は、世帯員のいずれも（新婚世帯の場合はいずれか）が補助対象区域に居住したことが無いこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新婚世帯・・・同居した日（同一住所に住民登録した日）以後1年以内に婚姻の届出をし、受理された世帯、又は婚姻して1年未満の世帯をいう。
	対象区域	<p>○「立地適正化計画」に定める以下の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高次都市機能誘導区域・都市機能誘導区域・居住誘導区域
	年 齢	<p>○申請日における年齢要件は以下のとおりです。（令和4年3月末時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年夫婦世帯：夫婦いずれもが満40歳未満 ※ 子育て世帯に該当する場合は、夫婦の年齢要件はありません。 ・新卒採用者：29歳以下 ・結婚を希望する女性：年齢要件はありません。
	収入基準	<p>○前年分または前々年分の世帯全員の所得が基準以下（5ページ参照）</p>
	住 宅	<p>○補助対象区域内の民間賃貸住宅</p> <p>※ 次の住宅は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅、県営住宅・サービス付き高齢者向け住宅 ・社宅、寮等の事業主等から貸与を受けた住宅 ・借主が会社名義の住宅 <p>○借主（賃貸借契約者）が、世帯員のいずれかであること</p> <p>※ 新卒採用者、結婚を希望する女性については、自らが賃貸借契約者であること</p>
そ の 他	<p>○世帯全員について、下記の要件を全て満たしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に、居住用の建物を所有していないこと ・市税の滞納が無いこと ・自治会に加入していること ※1 ・既に本制度、又は若年夫婦・子育て家賃補助制度を利用していないこと ・家賃補助に関して他の制度による公的助成を同時に利用していないこと <p>○以下の場合、補助金は交付しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求手続き前に、資格要件を満たさなくなったとき、 ・虚偽申請など、不正行為が発覚したとき ・指定期日までに請求手続きがなされないとき 	

※1 地域コミュニティ活性化のため、自治会への継続加入をお願いします。

収入基準早見表

○所定の方法により算出した世帯所得について、下記の基準以下が対象となります。

世帯人数ごとの早見表は下記のとおりです。

なお、申請月が4～6月の場合は令和元年分、それ以外の場合は令和2年分の収入が対象となります。

年間の所得金額合計（総収入金額から必要経費を除いたあとの金額）			
1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
5,160,000円以下	5,540,000円以下	5,920,000円以下	6,300,000円以下

（参考）給与収入金額で見た場合

年間の給与収入金額（所得税，地方税，社会保険料等，全てが含まれた金額）			
1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯
7,066,667円以下	7,488,889円以下	7,911,112円以下	8,333,334円以下

※「所得金額」とは、給与の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄に記載されている金額、確定申告書の合計欄の金額、あるいは市町村長が発行する課税（所得）証明書の所得金額の合計欄の金額です。

※給与所得者が2人以上の場合、次の方法でそれぞれの所得金額を求め、その合計額が基準以下となれば対象となります。

【年間給与所得金額の計算】

年間給与収入金額 A	年間給与所得金額	
650,999円以下	所得金額=0円	
651,000円 ～ 1,618,999円	所得金額=A-650,000円	
1,619,000円 ～ 1,627,999円	所得金額=969,000円 ～ 974,000円	
1,628,000円 ～ 1,799,999円	①A÷4 として千円 未満の端数切捨て =B_., ...,000円	所得金額=B×2.4
1,800,000円 ～ 3,599,999円		所得金額=B×2.8-180,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円		所得金額=B×3.2-540,000円
6,600,000円 ～ 9,999,999円	所得金額=A×0.9-1,200,000円	

なお、世帯員に身体障がい者等の方など、特別控除対象者がいる場合は、別途計算されますので、ご相談ください。

その他、6人世帯以上や、世帯員に公的年金を受けている方がいる場合等は、別途、お問合せください。

申請方法

(1) 交付申請の方法

- 補助金交付申請書と7～8ページに記載してある必要書類を直接窓口（市役所9階・住宅政策課）に提出してください。
- 転居の日（新婚世帯の場合は婚姻届出の日）から**3か月を経過し6か月以内**に申請してください。
- ※ 長期間の入院や海外出張など、特段の事由により、転居日から**3か月を経過し6か月以内**に申請ができない場合は、住宅政策課までご連絡下さい。

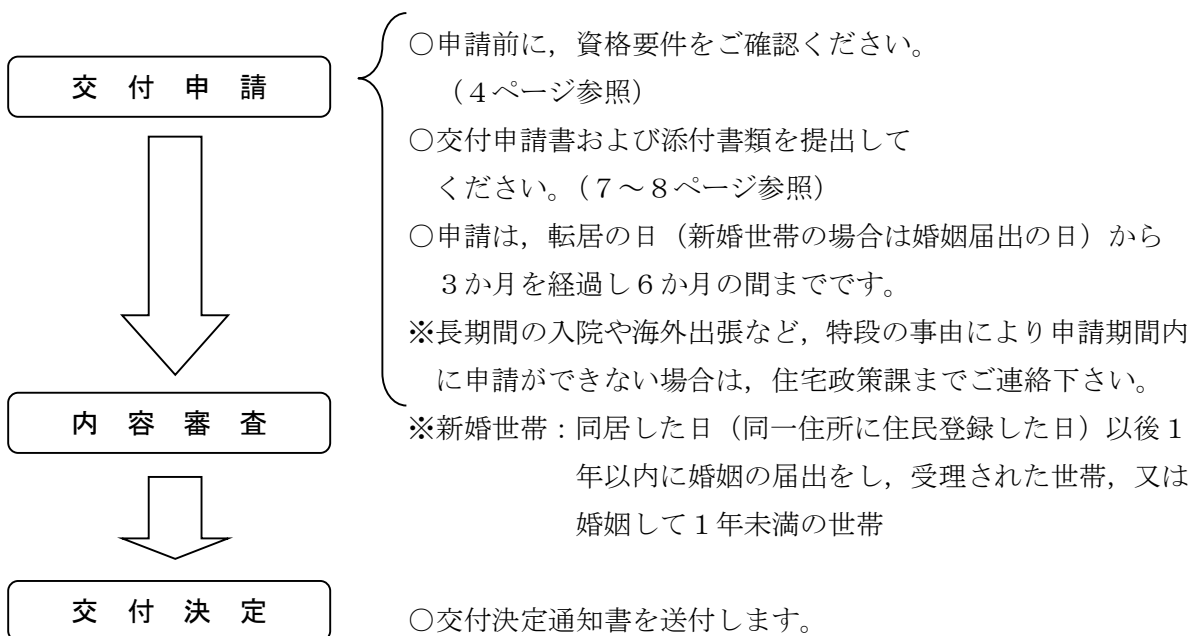
(2) 内容審査

- 申請書類に基づき、審査します。

(3) 交付決定の通知

- 審査の結果、要件に該当する世帯に対して、交付決定通知書（補助予定金額等を記載）を送付します。
- ※ 交付決定通知書は請求手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

【補助金交付申請～交付決定の流れ】



交付申請に必要な書類

(1) 共通書類（申請に必ず必要な書類です。）

必 要 書 類	内 容
住民票 ※ 1, 2	○補助対象区域に異動した後の世帯全員のもので、続柄が記載されているもの
賃貸借契約書	○原本および原本のコピー 1 部 ○契約者は、世帯員のいずれかであることが必要です。 ※ 新卒採用者、結婚を希望する女性については、自らが賃貸借契約者であること
課税証明書 または所得証明書 ※ 1, 2	○収入のある方は全員必要です。 ○令和元年分または令和 2 年分の世帯収入または所得が表示されているもの ○申請する時期により、提出する証明書の内容が変わります。 ア) 4～6 月（令和 2 年分証明書が取得できない期間）の申請 ・令和元年分証明書を提出 ※ 令和 2 年 1 月 1 日現在で、住民登録していた市町村で発行 イ) 上記以外の月の申請 ・令和 2 年分証明書を提出 ※ 令和 3 年 1 月 1 日現在で、住民登録していた市町村で発行
無職・無収入を 証明する書類	○申請日時点で、無職または無収入であることが証明できるもの ア) 被扶養者：健康保険証（国民健康保険除く）のコピー等 イ) 上記以外：「無職・無収入申立書」等
市税完納（納税） 証明書 ※ 1, 2	○市税に滞納が無いことが証明できるもの ○市税を納めている方は全員必要です。 ○申請する時期により、発行する証明書の窓口が変わります。 ア) 4～5 月の申請 ・令和 2 年 1 月 1 日現在で、住民登録していた市町村で発行 イ) 上記以外の月の申請 ・令和 3 年 1 月 1 日現在で、住民登録していた市町村で発行
自治会加入証明書 ※ 3	○自治会長の署名および押印が必要です。 ※ 自治会の加入については、市役所 10 階の宇都宮市自治会連合会事務局（632-2289）または、みんなでまちづくり課（632-2900）まで、お問い合わせください。 ※ 自治会がない場合は、自治会加入誓約書に、署名・押印いただきます。
口座振替依頼書	○補助金を受け取る本人名義の口座が確認できるもの

※ 1 本市の場合、市民課（市役所 1 階）で住民票の写し・婚姻受理証明書・戸籍全部事項証明書を、税制課（市役所 2 階）で課税（所得）証明書・市税完納証明書を交付しています。

※ 2 地区市民センター・各出張所では、住民票の写し・戸籍全部事項証明書・課税（所得）証明書・市税完納証明書を交付しています。

※ 3 自治会加入誓約書は、住宅政策課（市役所 9 階）にあります。申請時に窓口で記入も可能です。

(2) 追加書類（以下に掲げる対象世帯や補助加算を受ける場合は、次の書類の添付が必要となります。）

対象世帯	加算項目	必要書類	内 容
新卒 採用者		<ul style="list-style-type: none"> ・卒業証書のコピー ・卒業証明書 ・卒業見込み証明書 <p>※ いずれか一つが必要</p>	○学校を卒業後3年以内又は卒業見込みであることが確認できるもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者 ・市内企業への就労 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務地証明書, 予定証明書 ・内定通知書 ・給与明細書の写し ・社員証の写し 等 <p>※ いずれか一つが必要</p>	○就労していること, 就労先が市内企業であることを確認できるもの(就労先の住所が記載されているもの)
結婚を 希望する女性		<ul style="list-style-type: none"> ・とちぎ結婚支援センター登録証又は登録を証明するもの ・民間の結婚相談所の登録を証明するもの ・婚活パーティ, イベントの参加者, アプリ等登録を証明するもの <p>※ いずれか一つが必要</p>	○結婚活動をしていることが確認できるもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・近居世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・近居世帯に属する者の全ての住民票 ・戸籍全部事項証明書 <p>※ いずれも必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○住所が表示され同小学校学区内又は隣接小学校学区内へ居住していることが確認できるもの ○申請者又は世帯員との親子関係が分かるもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援施設近くでの居住 	<ul style="list-style-type: none"> ・通園を証明する書類 	○未就学児が同小学校学区内又は隣接小学校学区内にある託児所, 保育園, 幼稚園に通園していることを確認する書類
	<ul style="list-style-type: none"> ・ダブルプレイス 	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産登記事項証明書 ・賃貸契約書 <p>※ いずれか一つが必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市外に自己名義の居住の用に供する住宅を所有していることが確認できるもの(発行日一カ月以内) ○賃貸住宅と契約していることが確認できるもの。
	<ul style="list-style-type: none"> ・新婚世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻受理証明書 ・戸籍謄本 <p>※ いずれか一つが必要</p>	○夫婦の記載があり, 婚姻日が表示されているもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・多子世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・同居家族状況表 ・住民票 <p>※ いずれか一つが必要</p>	○同居する子の氏名, 生年月日等を確認できるもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク勤労世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク従事証明書 	○テレワーク勤労していること, 就労先が市外企業であることを確認できるもの(就労先の住所が記載されているもの)

補助金の請求手続き

- 交付決定通知書と共に補助金交付請求書を送付します。先に送付した補助金交付決定通知書の写しとともに、**交付決定日より1か月以内**に、住宅政策課に提出してください。
- 補助金は、請求していただき、指定口座に振り込みます。

【補助金請求～補助金支払いの流れ】

請求書類の送付

- 市から、交付決定通知書と共に下記の書類を送付します。
 - ・ 補助金交付請求書

請求書および
必要書類の提出

- 送付書類に必要な事項を記入し、先に送付した補助金交付決定通知書の写しを添付して、1か月以内に提出してください。

※提出しない場合、請求の意思がないものとみなし、補助金の支払いはいたしません。

内 容 審 査

補助金の支払い

- 補助金交付請求書に記載された口座に振り込みます。

その他

- この補助金は、所得税法上、課税対象となります。確定申告の必要がある場合は、税務署にご相談ください。また交付決定通知書は大切に保管ください。
- 受付場所 **宇都宮市役所9階・住宅政策課**
 - ※地区市民センター等では受付を行っておりません。
 - ※郵送での受け付けは行っておりません。
- 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日、年末年始を除く）
- 注意点 ※提出された書類は返却いたしません。
- 不正受給が判明した場合は補助金をすみやかに返却していただきます。



【問い合わせ先】

都市整備部 住宅政策課 住宅政策グループ

TEL : 028-632-2735

FAX : 028-639-0614

E-mail : u1605@city.utsunomiya.tochigi.jp

URL アドレス : http://www.machi-info.jp/machikado/utsunomiya_city/index.jsp

QRコード

